

平成27年度国立特別支援教育総合研究所セミナー要項

テーマ

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
—学校・地域の取組を支える教育資源の活用に視点を当てて—

期 日 平成28年2月25日（木）・26日（金）
会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター

National Institute of Special Needs Education



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

日程及び会場

< 1日目 >

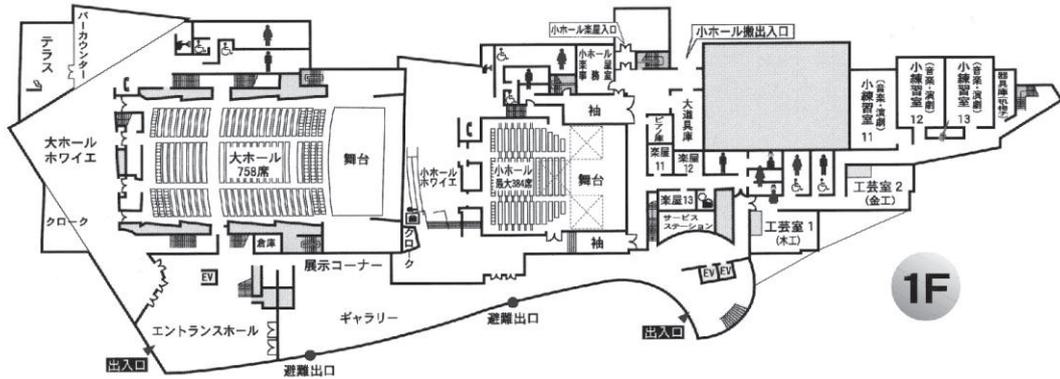
2月25日(木)	13:00 - 13:15	開会式	カルチャー棟 大ホール ※小ホールにて映像視聴可
	13:15 - 13:55	行政説明	
	14:00 - 15:00	講演	
	15:20 - 17:00	シンポジウム	
	17:00 - 17:05	諸連絡	

< 2日目 >

2月26日(金)	9:30 - 11:50	研究所の研究活動・事業報告	カルチャー棟 大ホール ※小ホールにて映像視聴可
	11:50 - 13:30	昼食休憩	
	(11:50 - 13:20	ポスター発表等 *	カルチャー棟 大ホール ホワイエ センター棟 102室
	13:30 - 16:00	研究成果報告会	
		第1分科会	カルチャー棟 小ホール
		第2分科会	カルチャー棟 大ホール
		第3分科会	センター棟 501室

*ポスターは、第2日目朝より掲示する予定です。

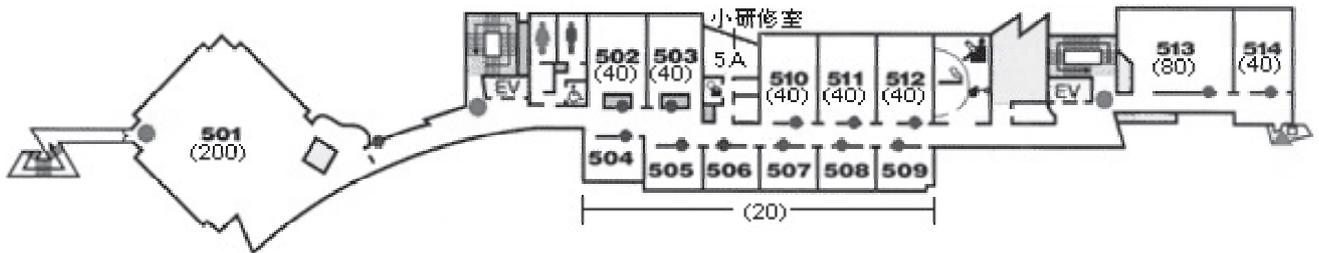
カルチャー棟構内図



センター棟構内図

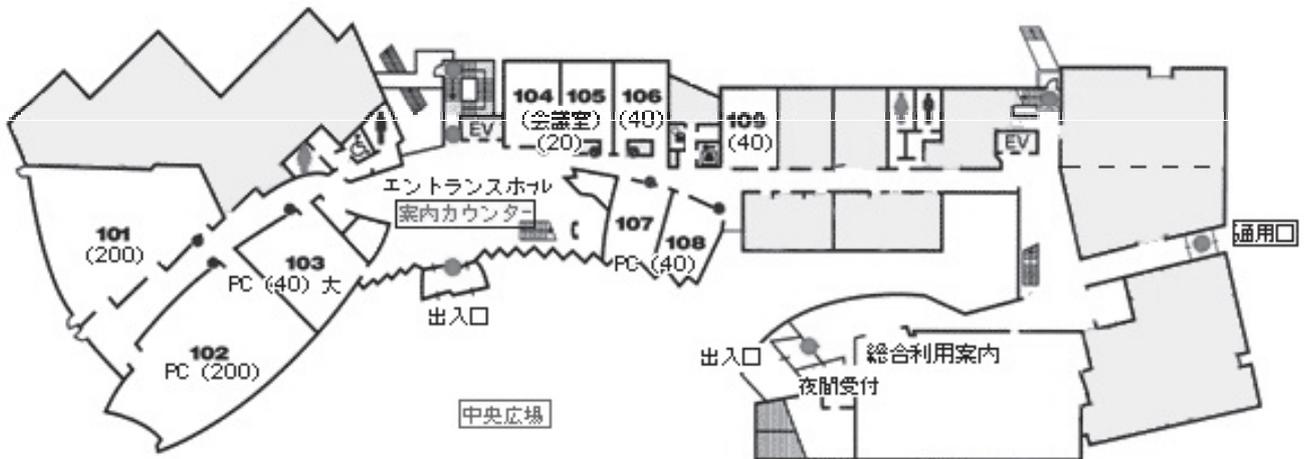
5階

2日目13:30-16:00 研究成果報告会第3分科会 会場501室



1階

2日目11:50-13:20 発達障害教育情報センター紹介・機器展示コーナー 会場102室



目 次

趣旨及びプログラム-----	1
行政説明-----	5
特別支援教育行政の現状と課題 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長 丸山 洋司	
講演-----	6
学校教育における合理的配慮の提供について －障害を理由とする差別の解消の推進に向けて－ 東洋大学 宮崎 英憲	
シンポジウム：学校・地域の取組を支える教育資源の活用-----	9
シンポジウム話題提供概要	
研究所の研究活動・事業報告-----	11
研究所の活動について 理事 勝野 頼彦	
【事業報告】 「諸外国のインクルーシブ教育について」 企画部 棟方 哲弥	
「特別支援教育教材ポータルサイトについて」 教育情報部 新谷 洋介	
「Web による講義配信について」 教育研修・事業部 日下奈緒美	
「ICT 活用実践演習室について」 教育研修・事業部 梅田 真理	

研究成果報告(分科会)-----17

第1分科会：特別支援学校及び特別支援学級の教育課程の現状と課題Ⅱ
～質問紙調査・面接による調査から見えてきたこと～

第2分科会：発達障害のある子どもの指導の場・支援の在り方について考える！～通級による指導を中心に～

第3分科会：合理的配慮を実現するためのICT活用の課題と展望

障害別教育分野紹介-----21

知的障害教育分野

聴覚障害教育分野

病弱・身体虚弱教育分野

ポスター発表-----25

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 －学校・地域の取組を支える教育資源の活用に視点を当てて－

趣 旨

国立特別支援教育総合研究所（NISE）では、研究活動等の成果普及や質の向上、教育関係者や関係機関との情報共有を図るため、毎年、本セミナーを開催しています。

本研究所は、今年度第3期中期計画期間（平成23年度～平成27年度）を終了することになります。第3期は、国の施策に寄与するため、インクルーシブ教育システム構築に係る研究活動や事業を行ってきました。

本セミナーでは、第3期の総括として、講演やシンポジウムを企画するとともに、ポスター発表や各種展示、分科会を通じて、本研究所の紹介や主要な研究成果の報告を行います。そうした中で、第4期中期計画期間（平成28年度～平成32年度）に向けて、参加者から本研究所に対する率直なご意見等をお聞かせいただければ幸いです。

本セミナーが、参加された皆様にとって、特別支援教育の推進のための実り多い機会となることを期待しております。

理事長 宍戸 和成

プログラム

2月25日（木）

13:00- 開会式 主催者挨拶

文部科学省挨拶

13:15-13:55 【行政説明】特別支援教育行政の現状と課題

講師 丸山 洋司 文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課長

14:00-15:00 【講演】学校教育における合理的配慮の提供について

—障害を理由とする差別の解消の推進に向けて—

講演者 宮崎 英憲 氏 東洋大学

進行 小林 倫代 国立特別支援教育総合研究所

15:20-17:00 【シンポジウム】学校・地域の取組を支える教育資源の活用

シンポジスト

横内 宏行 氏 岡谷市立田中小学校

小脇 洋 氏 松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」

笹森 洋樹 国立特別支援教育総合研究所

指定討論者

品川 裕香 氏 教育ジャーナリスト

丹羽 登 氏 関西学院大学

司会 久保山茂樹 国立特別支援教育総合研究所

17:00 諸連絡

2月26日(金)

9:30- 開会

9:30-11:50 研究所の研究活動・事業報告

司会 田中 良広 教育研修・事業部

研究所の活動について

勝野 頼彦 理事

事業報告

「諸外国のインクルーシブ教育について」

棟方 哲弥 企画部

「特別支援教育教材ポータルサイトについて」

新谷 洋介 教育情報部

「Webによる講義配信について」

日下奈緒美 教育研修・事業部

「ICT活用実践演習室について」

梅田 真理 教育研修・事業部

11:50-13:30 昼食休憩

(11:50-13:20)ポスター発表・障害別教育分野紹介・各種展示

13:30-16:00 研究成果報告(分科会)

**第1分科会 特別支援学校及び特別支援学級の教育課程の現状と課題Ⅱ
～質問紙調査・面接による調査から見えてきたこと～**

[研究報告] 長沼 俊夫 国立特別支援教育総合研究所
日下奈緒美 国立特別支援教育総合研究所
金子 健 国立特別支援教育総合研究所
[話題提供] 金澤 聡 氏 青森県立弘前第一養護学校
城門 千代 氏 熊本市教育委員会
司会 小林 倫代 国立特別支援教育総合研究所

**第2分科会 発達障害のある子どもの指導の場・支援の在り方について考える！
～通級による指導を中心に～**

[研究報告] 梅田 真理 国立特別支援教育総合研究所
[シンポジスト] 目良 久美 氏 北海道美瑛町教育委員会 そだちの教室
寺谷 正博 氏 静岡市教育委員会
[指定討論] 田中 裕一 氏 文部科学省特別支援教育課
司会 海津亜希子 国立特別支援教育総合研究所

第3分科会 合理的配慮を実現するためのICT 活用の課題と展望

[研究報告] 金森 克浩 国立特別支援教育総合研究所
[話題提供] 太田 裕子 氏 品川区立第二延山小学校
谷口 公彦 氏 香川県立高松養護学校
中西 貴洋 氏 愛知県立みあい特別支援学校
[指定討論] 丹羽 登 氏 関西学院大学
司会 田中 良広 国立特別支援教育総合研究所

16:00 散会(分科会毎)

特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 丸山 洋司

1. 特別支援教育の現状
2. 障害者の権利に関する条約への対応
3. 平成28年度特別支援教育関係予算等

講 演

○テーマ：学校教育における合理的配慮の提供

障害のある子どもに対する合理的配慮の提供を学校現場で行う際の留意点と、合意形成を組織的に進めて行くことについて、校内支援体制を視野に入れながら具体的に述べていただきます。

また、シンポジウムにおける話題提供と議論の展開にも関連する合理的配慮の具体的な内容にも言及していただきます。

14:00～15:00 講演

講演者：宮崎 英憲 氏（東洋大学 参与）

進 行：小林 倫代

講演概要

学校教育における合理的配慮の提供について －障害を理由とする差別の解消の推進に向けて－

東洋大学
宮崎 英憲

わが国は、平成19年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等を進め、平成26年1月に障害者権利条約を締結しました。条約締結に至るまでの間に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を進めてきています。

1. 障害者基本法の改正と障害者差別解消法の成立

平成23年に障害者基本法が改正されました。同法の改正では、「差別の禁止」を基本原則として規定し、この基本原則の具体化のため、平成25年に障害者差別解消法が成立しました。障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的に事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。この目的のために、「①差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す『基本方針』を作成すること。②国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による『障害を理由とする差別』を禁止すること。③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す『対応要領』・『対応指針』を作成すること。」などを定めています。

2. 政府の「基本方針」作成と文部科学省所管事業分野の「対応指針」

政府全体の方針を示す基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成されたものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めたものです。また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものとされています。政府の「基本方針」は、平成27年2月に閣議決定されました。この基本方針に基づき、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する「対応指針」は、平成27年6月に調査研究協力者会議における審議を踏まえ、事業者の取組に資するための具体例も盛り込みながら作成されました。今後、この「基本方針」及び「対応指針」は、広く国民に周知される必要があります。

なお、地方公共団体等については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされています。

3. 学校教育における合理的配慮の提供について

文部科学省の「対応指針」には合理的配慮について、(1)合理的配慮の基本的な考え方、

(2)過重な負担の基本的な考え方、(3)具体例、として示されています。

ここで貫かれている考え方は、差別解消法が示した「行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの」とされています。

なお、学校教育における合理的配慮の具体事例は、平成25年度から取組まれているインクルーシブ教育システムモデル事業での各学校の報告に学ぶことができます。この点については、セミナー当日に報告いたします。

シンポジウム

○テーマ：学校・地域の取組を支える教育資源の活用

インクルーシブ教育システム構築に向けた体制作りに関する研究所の成果を報告するとともに、文部科学省のモデル事業における具体的な取組例を、小学校、教育委員会の各立場から紹介していただきます。

合理的配慮の提供や校内支援体制の構築など、モデル事業の終了を機に、その取組に関する成果と課題について触れていただき、今後、地域にある教育資源をどう活用し、新たな展開をどう進めていくのかを探ります。

15:20～17:00 シンポジウム

話題提供：横内 宏行 氏（岡谷市立田中小学校）
小脇 洋 氏（松江市発達・教育相談センター「エスコ」）
笹森 洋樹 氏（国立特別支援教育総合研究所）
指定討論：品川 裕香 氏（品川裕香事務所：教育ジャーナリスト）
丹羽 登 氏（関西学院大学）
司 会：久保山茂樹 氏（国立特別支援教育総合研究所）

シンポジウム話題提供概要

1. 学校長のリーダーシップの下、通級指導教室を中心とした校内支援体制

長野県岡谷市立田中小学校

横内 宏行 氏

岡谷市では、教育委員会内に設置された子ども総合相談センターを中心に、就学前から学齢期修了後までの幼児児童生徒とその保護者を支える取組を行っています。特別支援教育の推進とともに、子どもを巡る教育課題（不登校や生徒指導、学校運営、家庭支援等）についても総合的に対応しています。田中小学校は、学校長のリーダーシップの下、学校経営の中に特別支援教育を重視した取組を推進しています。通級指導教室が学校全体の児童の成長を支える機能を果たし、具体的な子どもへの指導・支援の在り方や教材教具への助言、学級経営のノウハウ等について研修を深めています。校内職員の意識改革と支援体制の構築が進み、特別支援教育や授業のユニバーサルデザイン化がしっかりと柱に据えられ、地域においてもモデル校的な存在となっている取組を紹介してもらいます。

2. 乳幼児期からの一貫した相談・支援体制と学校支援の取組

島根県松江市発達・教育相談センター「エスコ」

小脇 洋 氏

松江市では、乳幼児期から小中学校の学齢期において、早期の気づきを促して保護者や幼稚園・保育所及び学校に対して集団生活や学習に適應できるように相談や支援を行ったり、高等学校や青年期の相談を行ったりするなど、支援をつなぐ拠点として、松江市保健福祉総合センター内に発達・教育相談支援センター「エスコ」を設置しています。特別支援幼児教室の設置やサポートファイル「だんだん」、すくすく子育て手帳などの活用により、保健、医療、福祉と教育が連携した、乳幼児期からの一貫した相談・支援体制をつくっています。また、松江市内には5つの障害種別の特別支援学校があり、互いに連携しながら地域の特別支援教育を進めており、「エスコ」で出前相談も行っています。地域における子ども、保護者、学校・教師支援のこれまでの成果と課題について述べてもらいます。

3. インクルーシブ教育システム構築のための学校・地域の体制づくり

国立特別支援教育総合研究所

笹森 洋樹

インクルーシブ教育システム構築においては、学校や地域における教育の専門性が、継続的に獲得・発揮されるためには、教育委員会にも支えられた学校等における組織的な取組が必要です。また、地域における様々な関係機関や人との連携・協働が重要です。これを踏まえ、本研究所ではインクルーシブ教育システム構築に向けた取組を進める上で必要とされる、教育の専門性や関係者の情報共有、関係機関等との連携・協働を含む組織運営等を体制づくりの問題としてとらえ、その在り方について検討しています。これまで取り組んできた研究の知見から、特別な教育的ニーズのある子どもに対する合理的配慮が、その基礎的環境整備のもとで効果的に行われるために、必要と思われる学校や地域の体制づくりに関して重視すべき内容について述べます。

研究活動・事業報告

<趣旨>

ここでは本研究所が取り組んでいる研究活動・事業報告をします。

前半は、本研究所の事業に関わるトピックとして、第3期中期計画期間中に実施した活動報告及び第4期中期計画の概要と期間中に実施を予定している事業等の説明を行います。また、国別調査の報告、国際シンポジウム実施報告、フランス国立特別支援教育高等教育研究所（INS-HEA）との研究協力協定締結等、国際関連の活動報告を行います。

後半は、「国立特別支援教育総合研究所支援機器等教材普及促進事業」の一環として取り組んでいる「特別支援教育教材ポータルサイト」の概要報告、「ICT を活用した教員の専門性向上充実事業」の一環として取り組んでいる Web による講義配信とインクルーシブ教育システムの構築に向けた障害のある子どもたちが学びやすい環境作りとしての ICT 活用実践演習室について、それぞれ報告します。

司会 田中 良広 教育研修・事業部

(前半の部)

研究所の活動について 9:30-10:05

勝野 頼彦 理事

事業報告 10:05-10:40

「諸外国のインクルーシブ教育について」

棟方 哲弥 企画部

休憩 10:40-11:00

(後半の部)

事業報告 11:00-11:50

「特別支援教育教材ポータルサイトについて」

新谷 洋介 教育情報部

「Web による講義配信について」

日下奈緒美 教育研修・事業部

「ICT 活用実践演習室について」

梅田 真理 教育研修・事業部

研究所の活動について

理事 勝野 頼彦

1. 第3期における活動状況

- (1) 研究活動
- (2) 研修事業
- (3) 情報普及
- (4) 教育相談支援

2. 第4期における活動の重点事項

- (1) 研究（国の政策立案への寄与、喫緊の課題への対応）
- (2) 研修（都道府県等における指導者の専門性の向上）
- (3) 情報普及（研究成果の普及、理解啓発）
- (4) インクルーシブ教育システム推進センター

【事業報告】

諸外国のインクルーシブ教育について

企画部 棟方 哲弥

1. 本研究所の国別調査の実施体制

本研究所では、研究職員を8つの国別調査班に配属して、毎年、諸外国の基礎情報の収集を行っています。国別調査班は、アメリカ班/イギリス班/イタリア班/ドイツ班/フランス班/オーストラリア班/アジア班（中国・韓国）/北欧班（ノルウェー・フィンランド・スウェーデン）となっています。さらに、海外に在住する外国調査研究協力員から、必要に応じて、情報を得る仕組みを持っています。現在までにイギリス、イタリア、韓国、ドイツ、ノルウェーに外国調査研究協力員を置いています。

2. 諸外国のナショナルセンター等との研究協力協定の締結

諸外国の特別支援教育のナショナルセンターと研究協力協定を結ぶことで、国際シンポジウム等を協力して実施することや、最新の施策動向を把握することができます。現在までに特別支援教育のナショナルセンターのあるフランスと韓国との間で研究協力協定を締結するとともに、欧州特別支援教育機構（European Agency for Special Needs and Inclusive Education）を訪問して情報収集等を行っています。

3. 国連障害者権利条約の批准の状況

日本は国連の障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を平成26年1月に批准しましたが、国家として世界で140番目のことでした。現在160ヶ国が批准を済ませています（United Nations, 2015（平成27）年12月10日現在）。同条約では、締約国がインクルーシブ教育システムの構築を行うことを求めています。障害者権利条約を批准した国々における障害のある子どもの教育の状況はさまざまです。国連は各国に対して国の施策や現状を評価するとともに改善事項の勧告を行っています。

4. 諸外国のインクルーシブ教育の現状

インクルーシブ教育に向かう各国の障害のある子どもの教育のシステムは大きく3つに分けられると考えられています。特別な学級・学校を廃止する方向でフルインクルージョンを進めるイタリアの「単一路線型」、特別な学校への就学の比率の高いベルギーやドイツの「明確に区別される2つの教育システム型」、特別な学級やリソースルームを含めて、ニーズに応じた多様な学びの場を用意するイギリスやフランス、日本のような「多様な学びのアプローチ型」です。また、それらの教育を受けている子どもの割合も、各国で大きな違いが見られます。例えば、中国の対象児童生徒の割合は学齢児全体の0.26%であり、フランス、イタリア、韓国、スウェーデンは3%以下、ドイツとノルウェーは5～8%、アメリカは10%、イギリス、フィンランドは20%以上になっています。

5. NISE特別支援教育国際シンポジウムの開催

平成28年1月に「NISE特別支援教育国際シンポジウム」を開催致しました。テーマは「インクルーシブ教育システムの構築-各国の最新動向と我が国の今後の展望-」です。本研究所と研究協力関係にあるフランスと韓国から研究者を招聘して各国の取組が紹介された後、共通の課題等が議論されました。

【事業報告】

特別支援教育教材ポータルサイトについて

教育情報部 新谷 洋介

1. 特別支援教育教材ポータルサイト構築の背景

本研究所では、平成 26 年度より「支援機器等教材普及促進事業」に関する新たな業務を推進しています。これは、平成 25 年 8 月に文部科学省が出した「障害のある児童生徒の教材の充実について（報告）」を基に、障害のある児童生徒の教育において支援機器等の教材の活用を促進するために行われている事業です。その一つとして、「特別支援教育教材ポータルサイト」を構築し、運営を行っています。

2. 特別支援教育教材ポータルサイト（<http://kyozai.nise.go.jp/>）の構築と運営

本事業では、教育関係者や保護者、支援機器等教材に関心のある方々に情報を提供するために、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた支援機器等教材の様々な活用方法や取組に関する情報を収集し、ウェブ上でポータルサイトとして情報提供を行っています。本ポータルサイトの利用を通じて、支援機器等教材への理解を深め、これらの利用を促進することをねらいとしています。

これらの情報を提供するポータルサイトを平成 27 年 3 月に公開しました。

本ポータルサイトでは、支援機器等教材のデータベースやこれらを活用した実践事例を検索する機能を備え、本研究所に設置された教育支援機器等展示室（*i*ライブラリー）及び発達障害教育情報センターの各ホームページに掲載されている支援機器等教材や、本研

究所の研究活動を通じて収集した支援機器等教材を活用した実践事例が検索可能です。今後は、本研究所の研究活動及び教育情報部の事業を通じてコンテンツの充実を図るとともに、都道府県教育委員会・教育センター等と協力して、さらに、コンテンツ充実に向けて、作業を行っていきます。

また、様々な情報を紹介するとともに、既に、データベース等を提供しているサイトへのリンクも提供していく予定です。



TOP 画面

3 関連事業の紹介

「支援機器等教材普及促進事業」では、本ポータルサイトの構築以外に、支援機器等教材に関する研修・展示会を実施しています。研修と展示会では、本ポータルサイトを利用した演習や情報普及を図っています。

【事業報告】

Web による講義配信について

教育研修・事業部 日下 奈緒美



視聴イメージ

本研究所では、都道府県等の特別支援教育センターや学校等における教職員を対象としたインターネットによる講義配信を行っています。これまでに、「特別支援教育研修講座 基礎編」45コンテンツと、「特別支援教育研修講座 専門編」60コンテンツの、計105コンテンツを配信し、特別支援教育センター等での研修や校内研修で活用されています。今年度は、コンテンツの効果的な活用を提案するとともに、より学校現場のニーズ

に対応した利用環境を提供できるようにするため、コンテンツを整理し、講義配信サイトをリニューアルしました。

1. コンテンツの内容

(1) 「特別支援教育研修講座 基礎編」45コンテンツ

各都道府県等における障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するために、各障害等の基礎的な内容を体系的・計画的に整備したものです。今年度は、横断的内容6編の内容を見直し、完全リニューアルしました。

(2) 「特別支援教育研修講座 専門編」60コンテンツ

各都道府県等における障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するために、各障害等の基礎的内容をより詳細にしたものです。

2. 指導の場別の検索が可能に

インクルーシブ教育システムの構築が進む学校現場のニーズに対応し、多様な学びの場に応じた検索ができるようになります。教員が研修したい内容を、自分の特別支援教育の経験や対象の障害等と合わせて、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校などといった指導の場別に検索し、対象のコンテンツを選ぶことができます。

3. 研修での活用モデルを提案

例えば、初めて特別支援学級を担当することになった教員向けのコンテンツの組み合わせや、校内でインクルーシブ教育システムの研修を計画する際のコンテンツの組み合わせなど、用途に合わせたコンテンツの組み合わせを提案します。

4. より多くの教員が活用できるように

平成28年度に、機関登録から個人登録制に切り替わります。タブレット・スマートフォンからも視聴が可能となり、より多くの教員が職場以外でも視聴できるようになります。

なお、新システムへの切り替えは、平成28年4月から実施します。

【事業報告】

ICT活用実践演習室について

教育研修・事業部 梅田 真理

本研究所では、今年度、ICT機器等を活用した指導の充実・普及を図ることを目的として、最新のICT機器等を整備した「ICT活用実践演習室」（以下、「本演習室」）を設置しました。本演習室では、特別支援教育専門研修等において以下のことを行います。

- ・障害のある児童生徒が、「通常の学級」に在籍した場合の基礎的環境整備や合理的配慮等について考える上で、特にICT活用はどうあるべきかについての、実践を通じた検討。
- ・あらゆる障害種の児童生徒が在籍している可能性のある通常の学級での、合理的配慮等を踏まえた授業研究。
- ・各障害種の特性に応じた、研修員のICT活用能力向上のための演習。

1. 設備について

本演習室は、通常の学級を想定していますが、各障害種に対応するようにバリアフリーでユニバーサルな設計を行いました。また、授業研究で活用できるよう、指導者用デジタル教科書も揃えています。児童生徒用タブレットPCは電子黒板とオンラインでつながるように設定しており、資料の一斉送信や学習結果の集約、一括表示も可能です。また、授業の様子を別室で検討できるカメラシステムも整備しています。

2. 特色について

本演習室は、授業研究や演習において、研修員のアクティブ・ラーニングを可能とするシステムを整備しています。主な特色は以下の3点です。

- ①授業全体の様子を観察するだけでなく、授業者の視点で授業を見ることが可能となるようなウェアラブルカメラを組み込んだシステムを整備しました。これは、児童生徒の手元の様子を確認するだけでなく、授業者がどこを見ているか、授業者の視点の確認をすることによって指導技術の検討が可能となります。
- ②授業者、児童生徒役以外の研修員が、授業の映像を見ながら内容についてディスカッションやグループワークなどができるよう、可動式で多様な組合せが可能な什器を設置しました。
- ③電子黒板とタブレットPCを双方向でつなぐ「双方向配信システム」を整備し、資料の一斉配布やタブレットPCからのデータ送信、さらに、それぞれのタブレットPCを使用しながら、他の研修員と協働で資料を作成することも可能にしました。また、すべてのタブレットPCのデータを電子黒板上に分割画面で表示できる機能があり、個の学びを集団で共有するという学びの広がりを実現しました。

研究成果報告（分科会）

<趣旨>

本研究所が取り組んでいる専門研究（A・B）の中から、平成 27 年度末に研究期間の終了を迎える三つの研究課題を取り上げ、研究成果を分科会形式で報告します。

第 1 分科会

特別支援学校及び特別支援学級の教育課程の現状と課題Ⅱ

～質問紙調査・面接による調査から見えてきたこと～

会場：カルチャー棟 小ホール

第 2 分科会

発達障害のある子どもの指導の場・支援の在り方について考える！

～通級による指導を中心に～

会場：カルチャー棟 大ホール

第 3 分科会

合理的配慮を実現するための ICT 活用の課題と展望

会場：センター棟 501 室

第1分科会

特別支援学校及び特別支援学級の教育課程の現状と課題Ⅱ ～質問紙調査・面接による調査からみえてきたこと～

<概要>

本分科会では、「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実際研究」についての報告をします。この研究では、①特別支援学校の教育課程の評価を行う際の観点と方法を明らかにすること、②特別支援学級の教育課程の編成・実施の現状と課題を明らかにすることを目指しました。①については、研究報告1として、特別支援学校を対象とした質問紙調査の結果を報告し、研究報告2で教育課程の評価を行う際の観点と方法を提案し、その具体を実践報告1で示します。②については、研究報告3で特別支援学級担任への面接による調査結果から、その現状と課題を示し、特別支援学級の教育課程の考え方や具体例を示したガイドブックの内容を報告します。また、実践報告2として、その教育委員会の取組の実際を報告します。

これらの報告から、今後の特別支援教育における教育課程の在り方について、研究協力機関の関係者やフロアの皆様と共に考えます。

<プログラム>

司 会 小林倫代（国立特別支援教育総合研究所）

1. 前半の部 13:30～14:40

趣旨説明 長沼 俊夫（国立特別支援教育総合研究所）

研究報告1 「特別支援学校における教育課程の評価の現状と課題」
金子 健（同上）

研究報告2 「特別支援学校における教育課程の評価の観点と方法」
長沼 俊夫（同上）

実践報告1 「学校教育目標を柱として作成した『育てたい力段階的学習内容表』の活用」
金澤 聡 氏（青森県立弘前第一養護学校）

協議

休憩（15分）

2. 後半の部 14:55～16:00

研究報告3 「特別支援学級における教育課程編成及び実施の現状と課題」
日下 奈緒美（国立特別支援教育総合研究所）

実践報告2 「特別支援学級における教育課程に関する課題と取組の実際」
城門 千代 氏（熊本市教育委員会）

協議

まとめ

第2分科会

発達障害のある子どもの指導の場・支援の在り方について考える！

～通級による指導を中心に～

<概要>

発達障害のある子どもへの指導・支援に関しては、学校現場の課題意識が高く、特別支援教育において、その充実が喫緊の課題となっています。平成20年度以降、発達障害のある子どもを対象とした通級指導教室の設置は増えているものの、地域によって設置数や設置状況の差が大きく、都道府県によっては特別支援学級の設置が急増しているところもあります。文部科学省が毎年実施している「通級による指導実施状況調査」では、指導を受けている児童生徒数や設置学校数等については調べられているものの、通級の開始を決定するシステムや通級指導教室の活用状況については調査対象となっておりません。このため、発達障害のある子どもの指導や支援の状況に関する全国の市町村における実態は明らかになっておりません。

一方、市町村における通級指導教室の設置状況を把握するとともに、各市町村で展開されている発達障害のある子どもへの指導・支援の仕組みを明らかにすることは、今後の発達障害のある子どもへの指導・支援の充実において喫緊の課題です。このため、通級指導教室の一層の活用を考え、「発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の在り方に関する研究」を行いました。本研究では1年目に全国の市町村教育委員会（特別区を含む）を対象にアンケート調査を行い、その結果を基に、2年目には特徴的な取組をしている教育委員会について電話調査及び訪問調査を行いました。

本分科会では、第1部で、この「発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の在り方に関する研究」の結果についての報告を行います。アンケート調査や訪問調査等で明らかになった、発達障害のある子どもの指導の現状と課題についてまとめました。

第2部ではその内容を踏まえ、発達障害のある子どもを対象とした「通級による指導」を中心に、今後どのように支援を展開すべきかについて各シンポジストを中心に、フロアの皆様も含めたディスカッションを行います。

<プログラム>

第1部 研究報告 13:30-13:50

- | | | |
|------|--------|-----------------|
| 趣旨説明 | 海津 亜希子 | (国立特別支援教育総合研究所) |
| 研究報告 | 梅田 真理 | (国立特別支援教育総合研究所) |

第2部 シンポジウム 13:50-16:00

- | | | |
|--------|------------------------------------|----------------------|
| 司会進行 | 海津 亜希子 | (国立特別支援教育総合研究所) |
| シンポジスト | 「通級指導教室の役割(1)～早期支援から小学校へのつなぎ～」 | |
| | 目良 久美 氏 | (北海道美瑛町教育委員会 そだちの教室) |
| | 「通級指導教室の役割(2)～中学校の通級指導教室に求められるもの～」 | |
| | 寺谷 正博 氏 | (静岡市教育委員会) |
| 指定討論者 | 田中 裕一 氏 | (文部科学省特別支援教育課) |

第3分科会

合理的配慮を実現するためのICT活用の課題と展望

<概要>

平成23年8月に改正された障害者基本法では、教育の条文である第16条において、国及び地方公共団体における障害者の教育に関する環境整備の一つとして、新たに「適切な教材等の提供」が追加されました。さらに、文部科学省が平成23年4月に取りまとめた「教育の情報化ビジョン」においては、ICTを活用することにより、一斉指導による学び（一斉学習）に加え、個々の児童生徒の能力や特性に応じた学び（個別学習）や児童生徒同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）を推進させることを目指すとともに、それらの学習活動に必要な、いわゆるデジタル教科書・教材についても述べられています。このほか、障害のある児童生徒への活用を進めるため、支援機器等の活用や個々の児童生徒の認知の特性を踏まえたICTの活用、デジタル教科書・教材等に必要な機能の例についても述べられています。また、平成24年7月に取りまとめられた中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、障害のある児童生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮の基礎となる環境整備の一つとして、「教材の確保」が挙げられました。これらを受けて、平成25年に文部科学省は「障害のある児童生徒の教材の充実について報告」を出しました。今後、教材の充実に関連した施策が推進されることにより、特別支援教育が一層の充実と、障害のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境の整備が推進されることとなります。それにより、障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加が加速されていくことを期待できます。

そこで、本研究所では中期特定研究「特別支援教育におけるICTの活用に関する研究」として平成26年度～27年度に「障害のある児童生徒のためのICT活用に関する総合的な研究－学習上の支援機器等教材の活用事例の収集と整理－」としてICT活用についての研究を行った。本分科会ではICT活用に関する特別支援学校への全国調査及び地域を限定した小中高等学校でのICT活用の状況を紹介し、具体的なICT活用の事例報告を受け、今後のインクルーシブ教育システムの中でどのようにICTを活用するかを協議したい。

<プログラム>

司会：田中 良広（国立特別支援教育総合研究所）

- | | | |
|---------------|---------------|---|
| 1. 企画主旨及び研究報告 | (13:30～14:00) | 金森 克浩（国立特別支援教育総合研究所） |
| 2. 話題提供 | (14:00～15:00) | 太田 裕子 氏（品川区立第二延山小学校）
谷口 公彦 氏（香川県立高松養護学校）
中西 貴洋 氏（愛知県立みあい特別支援学校） |
| 休憩 | (15:00～15:15) | |
| 3. 指定討論 | (15:15～15:40) | 丹羽 登 氏（関西学院大学） |
| 4. 質疑応答及び全体協議 | (15:40～15:55) | |
| 5. まとめ | (15:55～16:00) | |

障害別教育分野紹介

<趣旨>

障害別教育分野のうち、知的障害教育、聴覚障害教育、病弱教育の各分野の基本情報及び研究や実践におけるトピックをコーナーを設けて、パネル・資料・教材等の展示により紹介するとともに、直接、本研究所の担当者が説明します。会場は大ホールホワイエです。

また、発達障害教育情報センターの紹介コーナー、ICT機器や支援機器の展示コーナーも設けます。会場はセンター棟102室です。

- ・ 知的障害教育分野
- ・ 聴覚障害教育分野
- ・ 病弱教育分野

※ この障害別教育分野紹介は、平成23年度及び24年度の本セミナーにおいては、セッション2の時間を利用して全体会の場で行いました。各年度2～3分野を取り上げ、各20分間程、それぞれの分野の基本情報や研究・実践に関するトピックを紹介しました。

参加者の興味やニーズ、知識や専門性に幅があり、全体会の場で紹介するよりも、興味に応じてじっくりとご参加いただきやすいとの観点から、平成25年度より展示コーナーを設けて紹介する形式にしております。展示スペース等の制約から、今年度は上記の三分野としました。各分野の展示コーナーをじっくりご覧いただければ幸いです。

【障害別教育分野紹介】

知的障害教育分野

1. 知的障害教育に関する基本情報

(1) 知的障害とは

知的障害とは、一般に、認知や言語などにかかわる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の児童生徒に求められる程までには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。

知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態は、全体的な発達の遅れとして現れますが、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われており、発達上の遅れ又は障害の状態は、ある程度持続するものの、絶対的に不変で固定的であるということではありません。教育的対応を含む広義の環境条件を整備することによって、障害の状態はある程度改善されたり、知的発達の遅れがあまり目立たなくなったりする場合があります。

(2) 知的障害のある児童生徒の在籍数の推移とその対応上の課題

近年、特別支援学級や特別支援学校において、知的障害を有する児童生徒の在籍数は増加の傾向を辿っています。これに伴い、在籍児童生徒の知的障害の状態等は、個々によって多様化してきています。そのため、教育課程の編成・実施に工夫や改善が求められています。また、公立小中学校において、学校教育法施行令第22条の3に該当し、通常の学級に在籍する知的障害のある児童生徒も増加の傾向が見られます。このような児童生徒に対しての基礎的環境整備や合理的配慮の充実が求められています。

知的障害のある児童生徒の在籍数の推移

		平成24年度(人)	平成25年度(人)	平成26年度(人)
通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者である児童生徒	小学校	596	541	684
	中学校	280	211	319
	合計	876	752	1,003
知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒数	小学校	57,565	59,738	62,591
	中学校	29,395	30,665	32,230
	合計	86,960	90,403	94,821
特別支援学校(知的障害)に在籍する児童生徒数	小学部	32,889	33,464	34,004
	中学部	25,482	26,299	27,372
	高等部	56,773	58,253	59,931
	合計	115,144	118,016	121,307

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より作成

2. 知的障害教育に関するトピック

(1) 平成26年11月20日の中央教育審議会(第95回)において、「知的障害のある児童生徒のための各教科の改善について、どのように考えるべきか。」について文部科学大臣より諮問がなされました。

(2) 特別支援学校(知的障害)では、都道府県単位や各学校単位で「技能検定」が実施され、児童生徒の学習意欲を喚起し、キャリア発達を促す取組が盛んになってきています。

3. 知的障害教育に関する最近の研究等

(1) 知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究 — 特別支援学校(知的障害)の実践事例を踏まえた検討を通じて — (平成25~26年度)

(2) 知的障害特別支援学級(小・中)の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査(平成24~25年度)

【障害別教育分野紹介】

聴覚障害教育分野

1. 聴覚障害教育に関する基本情報

(1) 聴覚障害

聴覚障害とは、身の周りの音や音声がかたかた聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障害がある子どもたちに対しては、早期から適切な対応を行い、音声言語をはじめ多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

(2) 多様な教育の場における聴覚障害児童生徒の在籍者数等とその対応

聴覚障害のある子どもに対しては、通常の学級、特別支援学校（聴覚障害）、難聴特別支援学級、通級による指導（難聴）といった教育の場があります。

特別支援学校（聴覚障害）は、聴覚障害が比較的重い者を対象とした学校で、一般的に幼稚園、小学部、中学部、高等部が置かれ、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行っています。難聴特別支援学級は、聴覚障害が比較的軽い者のための特別支援学級です。通級による指導（難聴）は、聴覚障害の程度が比較的軽い者に対し、通常の学級で各教科等の指導を行い、通級指導教室で障害に応じた特別の指導を行っています。

表1 特別支援学校（聴覚障害）等の在籍者数の推移（平成24～26年度）

学部/学校	幼稚園			小学部 ¹⁾ 、小学校 ^{2,3)}			中学部 ¹⁾ 、中学校 ^{2,3)}			高等部		
	24	25	26	24	25	26	24	25	26	24	25	26
特別支援学校 ¹⁾ (聴覚障害単一校)	1,136	1,148	1,140	1,992	1,965	1,937	1,325	1,236	1,233	1,631	1,659	1,622
難聴特別支援学級 ²⁾	/			944	989	1,029	385	411	410	/		
通級による指導 ³⁾ (難聴)	/			1,704	1,674	1,796	352	370	385	/		

(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より)

2. トピック

特別支援学校（聴覚障害）には、例年、約6,000名の幼児児童生徒が在籍しています。近年は、高度医療機器の一つである人工内耳を装用する幼児児童生徒数が増加傾向にあります。中には、幼稚園や小学部修了時に通常の学級へ移行する事例や、その反対の事例が見られます。このような状況の中、これまで以上に、医療機関や福祉機関だけではなく、学校間の連携が重要です。

表2 特別支援学校（聴覚障害）の人工内耳装用児数の推移（平成20～27年度）

年度	20	21	22	23	24	25	26	27
人工内耳装用数(名)	695	777	872	1,019	1,185	1,290	1,472	1,557
割合(%)	10.9	12.1	13.4	16.0	18.6	20.9	24.0	25.7

(全国聾学校長会調査より)

3. 聴覚障害教育に関する最近の研究

(1) 軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究（平成22～23年度）

(2) 聴覚障害教育における教科指導及び自立活動の充実に関する実践的研究－教材活用の視点からインクルーシブ教育システム構築における専門性の継承と共有を目指して－（平成26～27年度）

【障害別教育分野紹介】

病弱・身体虚弱教育分野

1. 病弱・身体虚弱教育に関する基本情報

(1) 病弱・身体虚弱とは

病弱も身体虚弱も、医学用語ではなく一般的な用語で、「病弱」とは心身の病気のため弱っている状態を表し、「身体虚弱」とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を表します。

(2) 病弱・身体虚弱の子どもの教育

病弱及び身体虚弱の子ども（以下、病弱児という）に対して行われる教育は、特別支援学校（病弱）や病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導など、多様な場や形態で行われています。今日、医療の進歩等による入院期間の短期化等、病弱児を取り巻く環境が大きく変化している中、入院の有無に関わらず、病気の状態や必要とされる支援の内容等に応じて、小・中学校等の通常の学級も含めた多様な学びの場で教育を受けることができるようにすることやそれらを連続性のあるものにしていくことが求められています。なお、いわゆる「院内学級」とは、病院内にある様々な形態の学級のことを指しています。

(3) 病弱児の在籍状況（文部科学省「平成 26 年度学校基本調査」による）

特別支援学校に在籍する病弱児は、重複障害を含めると 19,955 人で、そのうち病弱・身体虚弱の単障害は 2,407 人です。特別支援学校（病弱）では、近年、精神疾患や心身症等の児童生徒の在籍が増加傾向にあり、その対応が課題となっています。病弱・身体虚弱特別支援学級の在籍者数は、小学校 1,992 人、中学校 781 人で、年々増加しています。学級数も増加傾向にありますが、その多くは校舎内に設置されているもので、全学級数（小学校 1,147、中学校 480）のうち、約 250 程度が医療機関内に設置されている状況です。

2. トピッカー「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」

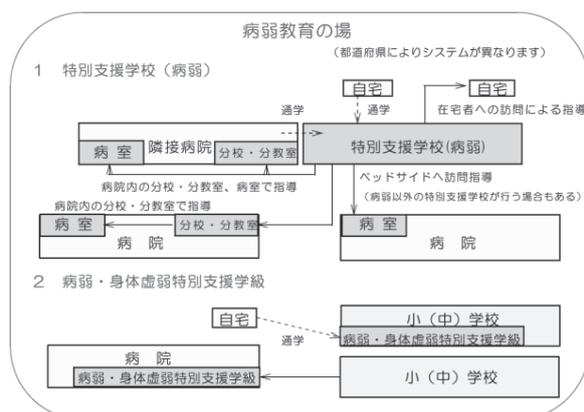
医療の進歩等による病弱児を取り巻く環境の変化を踏まえて、文部科学省は、平成 25 年度中に病気やけがによって入院した児童生徒に対して行われた教育等の実態調査を実施しました。その結果、30 日以上長期入院をした児童生徒は延べ約 6,300 人おり、その約半数には在籍校による学習指導が行われていないことが分かりました。また、実施されている場合も週一日以下、一日 75 分未満が過半数を占めていました。今後、長期入院児童生徒への支援体制のさらなる充実が求められます。

3. 病弱・身体虚弱教育に関する最近の研究

文部科学省は、「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」（24 初特支第 20 号、平成 25 年 3 月 4 日）により、医療の進歩等による病弱児を取り巻く環境の変化を踏まえて、教育の充実の方向性を示しています。本通知を踏まえて、病弱教育研究班では以下の研究に取り組んでいます。

(1) 専門研究 B「インクルーシブ教育システム構築における慢性疾患のある児童生徒の教育的ニーズと合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究」（平成 26～27 年度）

(2) 国立成育医療研究センターとの共同研究「小児がん患者の医療、教育、福祉の総合的な支援に関する研究」（平成 26～27 年度）



※全国特別支援学校病弱教育校長会『病気の子どもの理解のために』より

ポスター発表

以下、本研究所の平成26年度終了研究課題（専門研究A・B）等の成果を、ポスター展示及び参加者との質疑応答により行います。

No.	研究区分	研究課題名（研究期間）
1	専門研究A	インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－（平成25～26年度）
2	専門研究B	重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究（平成25～26年度）
3	専門研究B	知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究－特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて－（平成25～26年度）
4	共同研究	3D造形装置による視覚障害教育用立体教材の評価に関する実際研究
5	調査報告	「全国小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する調査」報告

会場 大ホールホワイエにて

平成27年度国立特別支援教育総合研究所セミナー要項

発行者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
平成28年2月発行
〒239-8585
神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
電話 046-839-6803
FAX 046-839-6919（総務企画課）
6916（財務課）
6915（研修情報課）
URL <http://www.nise.go.jp/>
